

弾左衛門資料に関する基礎的研究(二)

石尾芳久
市川訓敏
吉田徳夫

穢多非人諸訴之部 (記事条例六十七下)

目録

- 目録の項文と本文とは厳密に配列が対応せず。目録にあつても本文を欠くもの、本文にあつて目録に記されないものもあり。また目録の配列に従つて本文が配列されていない。
-
- 一、弾左衛門手下之もの不埒有之、吟味中手鎖申付置候処、御役所^正 駈込訴いたし候二付、彈左衛門引渡候例、
 - 一、圈内ニ差置候狩込無宿病死之節、檢使不遣候儀二付、彈左衛門^正 差出候書付、
 - 一、穢多非人不届有之節、彈左衛門方^正 仕置申付候儀二付、同人^正 差出候書付、
 - 一、御本丸時之御太鼓張替二付、彈左衛門^正 訴、
 - 一、長吏小頭組下之もの、御勘定奉行^正 尋之儀有之候処、右之もの欠落いたし候に付、右長吏、彈左衛門^正 引渡ニ相成候旨、同人^正 訴ニケ条、
 - 一、品川非人頭松右衛門手下之もの、加役方^正 尋之儀有之候処、右之もの欠落いたし候に付、彈左衛門^正 訴、
 - 一、抱非人共入墨申付方之儀二付、彈左衛門^正 差出候書付、

一、穢多非人久離・欠落致し候もの、其領主、地頭と違有之節之取極書、
一、物貫非人共悪ル祢たり等致間敷旨、彈左衛門^江申渡書、

一、非人掟之儀二付、彈左衛門と差出候書付、

一、非人名目并善七起立書上、

一、非人水死一件、

一、深川非人頭善三郎方不浄もの取揚船新規打替之儀二付、差出候書付、

一、非人頭善七病氣二付、養子^江溜御用向見習為相勤度旨、彈左衛門と訴、

五十七

文化四卯年七月三日

品川非人頭松右衛門
手下の次助、吟味呼
出の筋欠落し、彈左
衛門次助を探索す。

一、非人頭松右衛門手下、品川妙国寺地内小屋頭次助儀、御吟味之儀有之、被召出候処、欠落致候二付、右
次助を来月三日迄日数三十日限り尋出旨被仰付奉畏候、仍如件、

穢多頭

卯七月三日

彈左衛門煩二付

代 丹助 印

預け置かれた無宿を
佐渡金山の水替人足
に差し遣わすことに
次助従わず。

右者松右衛門^江預ケ申付置候、佐州^江水替人足二可差遣無宿共呼出之節、不差出候儀二付、吟味之ものニ
候事、
右月限二付、白洲^江差出、別紙之通永尋二相成、

辰正月廿一日

穢多頭

一、月限もの

彈左衛門煩二付

代伝 蔵

次助、永尋となる。

其方儀先達^而欠落非人小屋頭次助尋申付置候処、月数相立候二付、此上永尋申付之、

彈左衛門の書出候先例

品川先前非人頭

松右衛門

安永五年、松右衛門欠落。翌年永尋となる。

右之もの三拾三年以前、安永五申年六月廿八日夜妻子引連欠落仕候処、溜御預ケ囚人御座候二付、其段^而御番所様^立御訴申上候処、南^立御番所様御掛相成、右松右衛門行衛尋之儀五日限、其後十日限、三^立十日限尋、私^立被仰付、度々御日延之上、翌西四月廿日永尋被仰付候、

私囲内

組頭

浅右衛門

右同断

手下

京七

右同断

天明元年、囲内組頭浅右衛門以下三人、高利貸附につき吟味をうけ、欠落す。天明八年永尋となる。

右之もの儀、非人共^正高利金銭貸附候一件、南御番所様御掛^二而御吟味中廿六年以前天明元丑年十二月申三人共欠落仕候二付、其段右御番所様^正御訴申上候処、行衛尋之儀五日限、其後十日限、三十日限尋、私^正被仰付、度々御日延之上、同八申年四月八日永尋被仰付候、

享和三年以後、勘当・久離・欠落の穢多非人について、奉行所へ届出の手続きを廃す。

囲内の燈心売買会所に不埒のことあり。彈左衛門の吟味中、仲右衛門・平左衛門・奉行所へ駆込訴。その後、彈左衛門は吟味懸の変更を行い吟味話にしたい旨、奉行所へ訴え。

一、穢多非人勘当・久離・欠落致候もの、其領主、地頭へ帳付届之儀違有之、是迄帳面二記来候得共、穢多非人之儀奉行所^二而聞届候儀相当^二も無之候二付、其向^二而取斗候様申達、以来奉行所^二而者帳面二記積り評議極ル、

享和三亥年二月六日

右者根岸肥前守御役宅於内寄合、小田切土佐守立合極ル、

五十八

一、浅草彈左衛門申上候、私囲内兵助、仲右衛門、又八儀囲内燈心売買会所定掛役、手代彦助儀会所上調役、平左衛門儀者調役、先彈左衛門申付置候処、不取締之儀有之候二付、当五月十六日手入仕相改候処、不埒之儀有之、兵助、又八吟味中入牢申付、仲右衛門儀も同様可申付処、病後未疔^与不仕候間、手鎖^二而身寄^正預置、手代平左衛門儀も不埒有之、是又手鎖申付置、手代彦助儀者上調役之儀二付、手代伝藏を為立合、糺方申付、当時吟味中二候処、仲右衛門儀先月廿七日

南御番所様^正駈込訴仕候処、筋違之願に付御取上無之、以御慈悲私^正御引渡被下置候、然処平左衛門

儀も当月三日当

御番所様^江 駈込訴仕、於私奉恐入候、尤筋違之願ニ付是又御取上無之、以 御慈悲私^江 御引渡被下置難有奉存候、一体右一件私手下共限之儀ニ付、手限吟味之上落着可申付筋ニ御座候得共、仲右衛門・平左衛門儀、手代伝藏・彦助相手取候筋申立、駈込

御訴訟仕候処、御取用ニ者不相成候得共、平左衛門儀吟味ニ不正之儀ニ^而も可有之哉ニ奉存候間、此上外手代共^江 糺方可申付筋ニ候得共、当時手代共無人ニ^而、彦助・伝藏兩人之外丹助儀者前書一件ニ^而入牢申付置候兵助弟ニ有之、伝兵衛儀当三月以来出勤仕候ものニ^而 未事馴不申、外ニ糺方可申付もの無御座、一体右吟味者上調役之儀ニ付、最初^江 彦助申付、伝藏儀平左衛門ニ重々被相手取候もの、殊ニ立合之儀ニも御座候間、伝藏儀者差除、尤彦助儀者最初^江 吟味申付置候儀故、此上同人^江 伝兵衛立合可申付候得共、未事馴不申、丹助儀者兵助弟^与 申^而 外ニ引合候儀も無御座候間、右彦助^江 伝兵衛・丹助兩人立合申付、夫々吟味詰候上、平左衛門・仲右衛門兩人共、一旦駈込 御訴訟仕候者共ニ付、右始末乍恐奉入 御聴、猶又咎仕置等之儀、是又奉入 御聴候上、落着申付度奉存候、此段乍恐以書付御訴奉申上候、以上、

文化四年

浅草

卯七月六日

彈左衛門 印

吟味懸替之儀者勿論、相当之咎可申付共、勝手次第可致、此方ニ^而者不及沙汰ニ訴状差戻ス、

五十九

奉行所は吟味懸替、咎の申付は彈左衛門の手限とし、彈左衛門の訴状を差戻す。

文化十一年十一月十八日

無宿松五郎、非人手下たらんとす。善七手下の仁兵衛、松五郎のために手統をと、その最中、松五郎逃走し、仁兵衛居小屋にあつた品々も紛失。その旨彈左衛門へ届出。

○圈内に預け置かれた狩込無宿の病死につき、奉行所は検使を派遣せず、死骸の取片付けを彈左衛門に命ず。

一、浅草彈左衛門申上候、非人頭善七手下、葺屋町河岸小屋頭仁兵衛居小屋^五、当月十一日無宿松五郎^与申もの、御当地両国米沢町家主不存、新五郎悴^二而、両親相果、根津門前町仁兵衛店元結こき渡世致し候兄新七引取、成長後十四年程以前、湯島三組町要藏店建具屋藤八弟子二相成居、身持不宣、十一年程以前、同人方罷出、又々新七方^江立戻候処、同人儀九年程以前八月中、病死致し候二付、無宿二成、東海道筋物賣致罷在候得共、難儀二付、非人手下二相成度段申之、仁兵衛居小屋^五參、相頼候二付、同人儀藤八方^江罷越、承合候処、松五郎申候通相違無之、一旦弟子二致候得共、兄新七方^江差戻候上者、差構無之旨申二付、猶又得^与可相糺^与存、立帰候処、平日仁兵衛居小屋前^江糞船被附候、御代官大貫次右衛門様御預所、武州葛飾郡西葛西領治兵衛新田百姓紋右衛門方、船頭清七・次郎吉令別紙之通品々、仁兵衛妻ひさ^江預り呉候様申二付、品預り置、居小屋入口左之方壁際^江差置候処、紛失致、殊二仁兵衛所持之擔桶老ツ、是又紛失いたし、前書松五郎儀も相見不申、左候得者同人取逃致候哉^二も存候旨、仁兵衛令善七^江申出候由にて、尚又同人令私方^五申出候、尤清七・次郎吉儀、ひさ^江对シ疑候筋も無之旨右兩人申立候、依之乍恐以書付御訴奉申上候旨、右之彈左衛門申来候、

被聞置候、

六十

一、拾三年以前辰年以来臨時二無宿狩込被 仰付、私方^二而狩込召連御訴申上候節、私圈内^五差置候様被仰渡、御預ヶ被遊候無宿共之内病死仕、御訴申上候得者、被為 御聞置、死骸取片付候様被 仰渡、御檢使被下置候儀無御座候、

一、御牢屋敷御類焼之節、両溜御預多人數^二而込合候節、 御詮議方御懸^二而、牢舎格^二而私^江御預ヶ被遊

○牢屋敷類焼により、溜預多人数となり、奉行所詮議方は圈内を牢舎格とす。圈内で病死の者につき奉行所は検使を派遣。

○彈左衛門手下の死罪申付は彈左衛門の手限吟味。奉行所に届出の上、仕置申付。但し、引廻死罪・獄門相当の咎も、彈左衛門方は死罪とする。○彈左衛門の手限吟味の中に火罪・桀の例なし。これについては奉行所に伺申。○彈左衛門の手限吟味において、自白しないものについて拷問を行なう。

候もの者、病死之節御訴申上候得者、御検使被下置候、

右就 御尋、乍恐以書付奉申上候、以上、

辰十一月二日

浅草

彈左衛門 印

六十一

文化四卯五月廿七日

一、私方手下共手限吟味之上、不屈有之死罪仕置申付候砌者、何々之不屈有之候ニ付、私方法之通死罪可申付候段、御月番御番所様御届奉申上、被為御聞置、言上御帳面御記被下置候上、前書之趣

御非番御番所様^江も奉申上候上、仕置申付来候、

但、引廻死罪又者獄門等ニ申付候儀、私方二者無御座、如何様之悪事^ニも死罪ニ申付来候、

一、手限吟味之上、火罪又者桀等之仕置申付候筋之もの、是迄決^而無御座候、此上右体之もの有之候節者、

御伺奉申上候上、取斗可申儀^与兼^而相心得罷在候、

一、手限吟味筋^ニ而入牢申付置候もの、吟味之筋を全^(不脱力)申陳候節者、帯尻^ニ打、又者真木之上^江乗セ石を積吟味仕候儀も前々々致来候、右之外拷問等仕候儀者無御座候、

右就 御尋、乍恐以書付奉申上候、以上、

卯五月廿七日

浅草

彈左衛門 印

六十二

一、浅草弾左衛門申上候、非人頭善七手下、

(本文 欠落す)

六十三

文化十三年六月九日

織多頭

弾左衛門申上候、

一、御本丸、時之御太鼓此後御張替之節者、筒其外とも新規ニ可被仰付候間、右之手当可致置旨、於御定小

屋被仰渡候、依之為御訴申上候由、右之弾左衛門申来候、

被聞置候、

六十四

文化七年五月八日

織多頭

弾左衛門申上候、

一、武州幡羅郡東方村長吏小頭、当時病死喜兵衛組下松五郎弟万吉_与申者、拾老年以前申年正月申中、御代官

野田文藏様御手代衆ニ候哉、同国深谷宿_江御出役有之、右万吉を御招呼有之候処、欠落いたし候ニ付、

其段喜兵衛_分申上候得者、其節之御勘定御奉行菅沼下野守様_江、喜兵衛被召出、万吉行衛日限尋被仰付、

弾左衛門資料に関する基礎的研究(一)

一九九 (二二六五)

○江戸城本丸の時の太鼓の張替につき、その手当を行なうことを御定小屋において申渡。

○代官手代衆の呼出に對し、長吏万吉欠落す。尋出さなかつた咎として、長吏小頭

喜兵衛、勘定奉行所に身柄を引渡される。その後万吉、彈左衛門に駈込訴、彈左衛門、勘定奉行所への訴訟につき、町奉行所へ伺出る。町奉行これを許す。

○菅沼下野守定喜(寛政九年一享和二年)勘定奉行。

○万吉、松平兵庫頭の下で訴訟にかり、吟味中は囲内の旅人宿に万吉の身柄が預けられる。

○水野若狭守忠道、(文化三年一文化七年)松平兵庫頭信行、(享和二年一文化九年)勘定奉行。

○松右衛門手下の伝蔵欠落し、十三年後に立戻る。

度々御日限相願、同十二月十八日永々不尋出候段不埒二付、過料三貫文可被仰付処、長吏之儀二付、相当之咎申付候様被仰渡、喜兵衛者御引渡被成候、然ル処、右万吉儀、此節私方^五駈込訴仕候間、御月番御勘定御奉行様^五引連、御訴可申上候哉、奉伺候由、右之彈左衛門申来候、

月番御勘定奉行^五引連可出候、

同月十日

穢多頭

彈左衛門申上候、

一、右万吉儀、昨九日御勘定御奉行御月番水野若狭守様^五引連、御訴申上候得者、松平兵庫頭様御屋敷^五可引連旨被仰渡候に付、則引連御訴申上候得者、御吟味中私囲内旅人宿与惣右衛門^五御預ケ被遊候、此段為御訴奉申上候由、右之彈左衛門申来候、

被聞置候、

六十五

文化五辰年十月廿八日

穢多頭

彈左衛門申上候、

一、品川非人頭松右衛門手下、白金今里新田幸龍寺地内小屋頭^二而致欠落候伝蔵四十九歳、右伝蔵欠落先^二而出生いたし候娘かん十二歳、同悻長五郎八歳、同弟竹五郎三歳、右伝蔵儀、十三年以前辰年二月十日

○火附盜賊改

小屋致欠落、同人妻とり儀も引続是又欠落仕候、然処森山源五郎様火附盜賊御改御勤役中、前書伝藏儀御召被遊候処、其以前欠落仕候もの^二、松右衛門^〆其段御訴申上候得者、三日限尋被仰付、其後三十日限尋被仰付、度々御日延有之候之内、塩入大三郎様御掛^二相成、改三十日限尋被仰付置、度々御日延之上、同年九月二日松右衛門被召出、伝藏儀不尋出候段不埒^二付、急度御叱之上、永尋被仰付候、然処右伝藏儀欠落先^二出生之娘忰共引連、今般自分^〆立戻候旨、非人頭松右衛門申出候、依之伝藏并娘忰共一同引連、此段乍恐御訴奉申上候之旨、右之彈左衛門申来候、

加役方^江引連可出、

同十月十二日

右彈左衛門申上候、

○右の伝藏、欠落後、年数経過のため、構なしとされる。

一、右伝藏外三人共先月廿九日大森弥左衛門様御屋敷^江引連、御訴申上候得者、伝藏儀者松右衛門^江御預ケ被仰付候、然処一昨十日被召出、伝藏儀年来相立候儀^二付、無御構、私^江御引渡被遊候、此段為御訴申上候旨、右之彈左衛門申来候、

聞置、

六十六

○抱非人の欠落の咎。但し悪事入墨については手首入墨にかえる。

一、抱非人共初^而欠落咎入墨申付、式度目輸入墨、三度目死罪可申付旨被仰渡、右以来別紙入墨形之通申付、三度目死罪申付候、此段就御尋、乍恐以書付奉申上候、以上、但、悪事入墨者、欠落最初之入墨之通、右之手首^江入申候、

文化十一年

戌八月五日

浅草

弾左衛門 印

○弾左衛門方における入墨刑の執行細則

右、用部屋^ニ而入用^ニ付、八月四日弾左衛門呼出申付候処、得^テ調候上、差出可申旨申之候に付、其通申付、翌日差出ス、

○公儀より引渡された者と弾左衛門の手腕にもとづき行なう悪事入墨

一、御公儀様令相当御引渡ニ相成候もの并私方手腕^ニ申付候悪事入墨、左之通ニ御座候、

右之手首^江長サ式寸幅三分二入申候、



○抱非人の初度欠落咎の刑、池田筑後守(寛政元年一寛政七年)

一、御当地抱非人共、初^ニ欠落咎急度叱置、式度目入墨、三度目亦々入墨、四度目死罪申付来候処、南御

番所池田筑後守様御勤役中御糺之上、廿五年以前寛政二戌年五月中被仰渡候者、

一、御当地抱非人共、初^ニ欠落仕、立帰候節、私方^ニ申付候入墨左之通ニ御座候、

左之腕^江肩合三寸程下り長サ式寸幅三分二申付候、



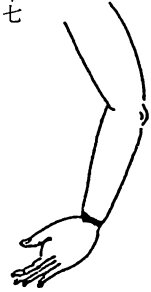
一、右同断、欠落兩度^ニ及、立帰候節、私方^ニ申付候入墨左之通ニ御座候、

左之手首^江輪ニ申付候、

○抱非人の二度目の欠落咎の入墨

○非人の悪ねだりを寛
政八年、文化八年、
同十四年に禁止す。

六十七



穢多頭

彈左衛門

物賈之非人共悪ル祢たり等致し候儀、寛政八辰年此者^江申渡、委細書付差出候儀も有之候、然処当月子
供髪置袴着有之候、門々^江罷越祝儀之儀祢たりケ間敷儀致候儀有之哉ニ相聞、右之内二者其家柄ニより、
祝儀之定も有之様申成シ、彼是不届之儀申候ものも有之候哉之風聞ニ候、且右祝儀ニ付、武家ニ不限、
神社之參詣之女、或者子供等之内^江立並相答候得者、悪口杯申候女非人杯も有之由、右体之者者非人頭
共心付召捕、急度も可申付事ニ候哉之趣、善七・松右衛門、其外之非人頭^江も急度可申渡候、若不埒
之非人有之者、男女ニかきらす召連出候様、町方^江も申渡候間、心得違無之様可申付候、
右之通文化八未年申渡置候処、近来不相用、程々祢たりケ間敷事共有之趣ニ相聞候、右様之節者直々捕
押候様、組廻り之もの^江も申渡候間、猶又心得違無之様可申付候、
右之通被仰渡、奉畏候、為後日仍如件、

文化十四丑年十一月

穢多頭

彈左衛門 印

丑十一月四日

南御役所^二而、彈左衛門^江書面之通被仰渡候旨、年番方々達シ、

代々木非人頭久兵衛手下

武州多摩郡

本郷村成願寺地内

小屋頭

重兵衛

同断

福太郎

権左衛門

右之もの共御尋之筋有之間、早々召連可罷出旨、御勘定御奉行

○在方の代々木非人頭久兵衛手下の召喚の手続。勘定奉行は名

主を介して召喚したが、町奉行を介して

非人頭に召喚の手続がとられるべきである

と久兵衛が主張。

石川主計（本）正様（本）右本郷村名主長右衛門方（本）一昨日、御差紙到来致、今日罷出候段、右久兵衛訴出候、

右者在方ニ罷在候共、御当地非人（本）御召出有之候節者、

御番所様（本）御達有之、召連可罷出旨私（本）被仰渡有之候処、右之通名主（本）御差紙相附候儀者、此御度御振

合替り候儀ニ御座候間、此段乍恐、以書付御訴奉申上候、以上、

辰九月廿六日

浅草

弾左衛門 印

一、浅草弾左衛門奉申上候、代々木非人頭久兵衛手下、武州多摩郡本郷村成願寺地内小屋頭重兵衛外式人之

もの共、御尋之筋有之間、早々召連可罷出旨、御勘定御奉行石川主計（本）正様（本）右本郷村名主長右衛門（本）、

○寛政五年に在方の代々木非人頭久兵衛手下に対し勘定奉行

が村役人に非人の召喚を行つた先例があつたと久兵衛が言い、右の異議の申立を撤回す。

○非人の行倒れ、変死につき、その処より目付に届。其筋へ死骸引渡す。目付はそ

御差紙到来致し、今日罷出候段、先月廿六日、右久兵衛私^江訴出候、右者在方二罷在候得共、御当地非人二^而御召連等之節者、御月番御番所様^江御達有之、召連可罷出旨私^江被仰渡有之候処、右之通名主^江御差紙相附候儀者、此御度御振合替候様、委細以書付同日御訴申上候処、御例相調可申上旨被仰渡候、然ル処先弾左衛門之節、右久兵衛手下、武州多摩郡^口田村小屋頭辰之助抱非人与^口儀、御吟味之筋有之召連可罷出旨、根岸肥前守様御勘定御奉行御勤役中、廿八年以前寛政五丑年八月廿七日、村役人^江御差紙到来相附、引連罷出候儀有之候段、右久兵衛申来候、右者御例不相調良日申上候儀故、調方不行届候儀二御座候間、先達^而差上候書面御下ケ被成下置候様、乍恐以書付奉願上候、以上、

辰十月十七日

浅草

弾左衛門 印

六十九

文政三辰年九月廿五日弾左衛門呼出、書面之通可相心得旨当番方二^而申渡之、

穢多頭

弾左衛門^江申渡案

非人行倒其外変死等二^而、平人之相手も無之非人^与治定いたし候分、其持場所分御目付方^江届有之候^与も見分不及、其筋^江可引渡旨差図有之事二候、尤右始末之儀者、向後奉行所^江御目付方分達有之筈二候間、其筋分届出候ハ、其段可訴出候、

の始末を所轄の各奉行に達。

辰九月

寺社奉行・町奉行・御勘定奉行持場所之儀者、其節々始末次第之儀ニ候間、右之段可心得候、

七十

○非人の身形、平人同様になり、その取締を彈左衛門に命じる。

一、近來非人共身形平人ニ紛數、且女非人共儀も平人同様髪を結、男女ニ不限、都而紛數、其外抱非人共之類、是又髪を束候もの多有之様成行、甚不取締之事ニ付、以來平人ニ不紛様之致方得_与、勘弁之上可申上旨、先月十七日私被召出、被 仰渡奉恐入候、依之以來左之通申付候ハ、平人ニ不紛様相成可申哉_与 乍恐奉存候、

○善七以下非人頭手下の小屋頭七六四人の内、役筋を勤める非人については平人同様の身形とし、他は平人に紛れないようにする。

一、非人頭善七、松右衛門、善三郎、久兵衛手下小屋頭共都合七百六拾四人者、是迄髪を結候もの御座候処内百拾九人者役筋相勤候ものニ付、是迄之類ニ而 差置、残ル六百四拾五人之小屋頭共者、黒元結ニ而 髪を為結候ハ、平人ニ紛申間數_与 奉存候、

但、役筋相勤候百拾九人之もの共儀者、銘々身分も相弁罷在、重立手下制道も仕候ものニ御座候得者、役筋相勤候冥加_与 奉存、猶又此上出精仕、手下共制道相励可申_与 奉存候、

○抱非人は髪と手拭の長さを規制される。

一、抱非人共之儀者、髪を束候儀、一向不相成様、髪毛式寸程ニ斬、月々般數相改可申候、且又手拭之儀者、暑寒又者風雨之節、凌之ため被候共、天窓_立 卷附、斬髪を隠し不申候様、丈八寸を限手拭を為持、時々無油断相改候ハ、平人ニ紛申間數_与 奉存候、

○女非人は黒元結にて髪を束ね木櫛をさせる。

一、女非人之儀者、黒元結并丈長紙を黒く染相用、髪を束、木櫛を為差候ハ、平人ニ紛申間數_与 奉存候、
一、明和二酉年二月奉差上候先前分之非人掟書_与 違、近頃非人男女共二着服猥ニ相成、不相応成衣類着候様達

○非人掟に着服の規制あり、目立たない木綿を着し、抱非人は古木綿を着す掟を遵守させる。
○非人掟に基づき、女非人の身形を規制。また身売りし、平人に交わることを禁止。

○紙屑拾いの非人は袋を持ち盗みを働くことがありとして、袋を持つこと、また鍵を仕付けた管をもつことを禁止。怪しきはき物を売る者は吟味を加える。

○非人の悪口、悪ねだり等の不礼を厳しく吟味。不礼の理由と

御聴奉忍入候、

此段非人着類之儀者、男女ニ不限、布木綿之外絹類一切為着不申、縦令木綿ニ候共、目立不申品着為仕、且又抱非人共儀者、右ニ准し古木綿着為仕候儀者、先今掟ニ御座候、

一、非人女之内身形素人同様ニ仕立、身壳致候ものも有之由達 御聴ニ候、

此段着類之儀者、前書同様ニ御座候、髪ハ鬘を為出不申、草束ニ仕、木櫛を為差、目立候儀不仕候掟

ニ御座候、且又寺社境内又者明キ地等水茶屋之内ニ、淨瑠璃を語、并町方門々立候共、或者往来

ニ袖乞仕候もの、私用ニ罷出候ものも、右掟之通目立不申様為仕、平人ニ紛敷致成候儀者曾間敷旨兼申付置候儀ニ御座候、別而身壳致し、平人ニ立交候儀者決不相成趣、兼蔽敷申渡置候

儀ニ御座候、

一、紙屑拾ひ非人共之内、鍵を仕付候管を持、大キ成袋を背負、小盗を心懸、別はき物を多盗取、所々橋

台ニ売買仕候由、達

御聴候、

此段紙屑拾ひニ罷出候非人共、籠を持罷出候得共、大勢之内二者古木綿継々袋杯拵、背負歩行、

紙屑拾ひ溜メ籠ニ余候得者、袋移入置、小屋持掃候儀も御座候得共、袋為持候者紛敷、怪敷相

聞候間、以来袋者決為持不申、籠斗為持差出可申候、且又鍵を仕付候管所持不仕候様、蔽敷吟味可

仕候、并橋台ニ売買仕候はき物之儀者候を拾ひ取候体ニも無之、怪敷品所持仕候もの者、是又

蔽敷吟味可仕候、

一、御武家方并町人方無遠慮摺違相通り、被咎候得者、却悪口致候由、達 御聴ニ候、

此段御武家方并寺院方者不及申、百姓・町人方対し不礼仕間敷旨者、兼蔽敷申渡置、物貫ニ罷出

して非人は親・身寄に見放された者が多いためとす。

○囚人呼出の節、囚人を召連れて歩く非人に権柄なる振舞あり。牢屋敷の組方の附添人の指図に非人が従うことを命じる。

○囚人召連れの際、囚人番屋の勝手へ上ることを禁止す。

○非人が大道芸として

候ものも、悪祢たり又者悪口致候儀者、是又敷敷申付置候儀ニ御座候得共、一体非人共儀者身持不行跡^二而、親并身寄等ニ被見放候もの共多御座候間、以来者別^而敷敷吟味仕、右体之儀無之様可仕候、一、御牢屋敷囚人御呼出并帰牢之節、途中権柄ニ取斗、步行候もの者勿論之事、馬駕籠ニ乘通行致候もの迄も為片寄、為扣候程ニ致候由、心得違之事ニ候、往来之妨ニ不相成様、囚人之方片寄候事二者無之哉、右之通往来之ものを片寄扣させ候程ニ致候者、元極ニ有之候事ニ候哉、右之通権高ニ致間敷候処、右之趣達 御聴候、

此段囚人ニ附添候横目人足共、我察成儀曾^而仕間敷旨、兼^而敷敷申渡置、馬駕籠^二而通行致候ものを片寄候儀者不及申、聊も往来之妨ニ不相成様可仕旨、毎度申付置候、併囚人大切之儀ニ御座候得者、道狭ニ候敷、又者大勢込合候場所杯^二而者、小荷駄馬車等^二而怪我も有之候儀無覚束候節者、心妙ニ先方^江懸合、互ニ助合相通候様可仕旨、申付置候儀^二而、猶又急御用御呼出之節も、右同様取斗候様申付置、別^而溜御呼出囚人之儀、非人横目人足共斗ニ御座候間、常々能々申付置候儀ニ御座候、且又御牢屋敷御呼出并帰牢之囚人^江附添候節者、御牢屋敷御組之御方御附添被成候事故、一々御差図を請、大切ニ可相勤旨申渡置、猶又御牢屋敷も我察無之様可致旨、被仰付も有之、旁心妙ニ可仕旨申渡置候儀^二而、往来之ものを為片寄扣させ候様致候儀、元^ハ定有之候儀^二者曾^而無御座候、

一、囚人有之候節、時ニ寄横目非人番屋^江来候節、番屋之勝手^江上り休息致候由、右者以前^号違候由、達御聴ニ候、

此段囚人有之候節、時ニ寄小屋頭とも横目ニ罷出附添、番屋^江参り候節、勝手^江上候儀者不及申、権柄又者我察成儀、曾^而仕間敷旨敷敷申付置候儀ニ御座候

一、堂宮地等^江出候^而、物真似いたし候非人之内^二者、牢間并縛方等之真似杯致候由、右体之儀真似者致間

牢間・繩縛りのまね
をすることを禁止す。

○非人取締りの制道廻
りを強化。

○非人の呼称の来由に
ついて、古代京都の
悲田院に収容された
者を悲田人とし、そ
の略称を非人とする。

○事善七三河国渥美村
に出生。慶長十三年、
町奉行所より非人頭
に取立てられ、浅草
大川端から元鳥越に
移住。寛文六年再び

敷事^ヲ者不存候哉、右之趣達、御聴ニ候、

此段囚人ニ拘候儀、又者縛方等之儀者不及申、流行唄等^ニも世間噂ニ拘候儀ハ、決^ニも致間敷旨兼^ニ
申付置候儀ニ御座候、

前書ケケ之趣達、御聴、私始非人頭一同奉恐入候、此上先前提之通、又者右奉申上候趣ニ敵敷為相守、
猶又不埒之ものハ見聞次第急度吟味仕、非人頭共今日々制道廻り之もの、是迄分別^ニ重立候もの差添、
人数相増出精為仕、制道可仕候、此段乍恐以書付奉申上候、以上、

浅草

辰九月五日

弾左衛門 印

七十一

非人名目并善七起立御尋ニ付、左ニ奉申上候、

一、非人名目之儀者、古代於京都悲田院御取建有之、飢寒病難貧苦之類御救被遊候砌、寄集り候者者、鰥寡
孤独之廢人ニ候、侃昔者悲田人^ヲ名付候趣、悲人^ヲ者右之略語ニも可有御座哉^ニ、尤三条之北ニ悲田
院村^ヲ而物を乞候者^ニ己、住居致候、侃悲田地^ヲも相唱候趣ニ御座候、

但、非人^ヲ書来候儀者、出所相別兼申候、

一、先祖善七儀者、三州阿つミ村出生^ニ、乍恐

御入国之砌、浅草大川端辺ニ小家補理、相煩罷在候処、慶長十三申年中、町御奉行 米津勘兵衛様・
土屋権右衛門様御勤役之節、非人頭被 仰付、浅草元鳥越^ニ五百坪之居地被下置候処、其後御用地ニ
被召上、寛文六未年十一月十八日 渡辺大隅守様・村越長門守様御内寄合^ニ被召出、当時之地所九百坪

移住。

為替地被下置候旨被 仰渡、町御年寄樟屋藤左衛門様^二而引料金三十五両頂戴仕、其以来只今以永統仕候儀^二御座候、

右就 御尋、往古之書物取調候処、先年焼失仕候間、乍恐申伝奉書上候、以上、

天保十亥年九月十七日

車

千代松印

七十二

○非人水死につき、奉行所は檢使を派遣せず、彈左衛門の手限とす。

天保十五年七月十七日、非人水死二付、穢多頭彈左衛門^二訴来候処、右者檢使可差遣哉、又者非人之儀二付、檢使^二不及哉、先例無之^二付、御頭^二向御頭^二御相談相成候処、非人之儀二付、檢使不遣、彈左衛門手切^二而、見分致し候方可然旨、御掛合之上取極候^二付、彈左衛門手切^二而見分致し候上、猶又可訴出旨申渡、且以来之儀者、最初訴^二不及、何地^二而水死致し候共、圈内河岸^二引付、見分致し候上^二可訴出旨申渡候、

但、以来者、見分之上訴来候筈^二付、外二子細も無之候ハ、可申付旨伺済之事、

○彈左衛門手下の三右衛門が召仕う国松水死につき、彈左衛門檢分し、奉行所に訴える。

一、浅草彈左衛門奉申上候、私圈内手下三右衛門召仕国松・兼吉・藤藏、其外同所手下孫市後家のよ召仕萬吉、右四人之者共、盆中之事故、昨十六日遊二差出候処、兩國橋向^二而右川中^二一同遊二這入候処、右之もの共之内、国松儀、水中^二相沈候哉、相見不申、驚人、兼吉外式人之もの共駈来為相知候^二付、其辺^二所々相尋候内、今十七日八時頃、深川新地鼻川中^二浮死骸有之候旨承り候間、早速船相附改見候処、右国松死骸^二無相違、且身之内庇所等無之、素裸^二而右場所^二浮有之候間、同処^二番人相付置候旨申立、

私方^江訴出候間、此段、乍恐以書付御訴奉申上候、以上、

辰七月十七日

浅草

彈左衛門

前書之通御訴奉申上候得者、私方河岸^江引付死骸見分いたし、御月番

御番所様^江、跋御訴可申上候旨、被 仰渡候、

私囲内手下三右衛門

召仕

国松

歳十六

○国松死骸の取片付の許可を奉行所に願う。

右之もの儀、当月十六日両国橋向^ニ而右川中^江游^ニ遣入、行衛不知相成候^ニ付、所々川々手訳相尋候^処、翌十七日八時頃、深川新地鼻川中^江国松死骸浮有之候旨申出候間、其段同日委細書面を以御訴奉申上候^処、死骸見分仕候段、御訴可奉申上旨被仰付候間、私方囲裏口木戸前河岸^江、右死骸引付見分之もの差遣し、引合之もの為立合、相改候^処、素肌^ニ而身之内疵所等無御座候上者、全ク游^ニ遣入水^ニ溺相果候^儀奉存候旨、見分之もの申立、且又三右衛門儀も右死骸取片付遣申度旨を以、此段、御慈悲奉願上呉候様申立候間、何卒

御慈悲之御沙汰偏^ニ奉願上候、依之乍恐以書付御訴奉申上候、以上、

辰七月十九日

浅草

彈左衛門

右就 御尋、乍恐以書付奉申上候、以上、

浅草

彈左衛門印

七十三

弘化三年年五月

○天保五年深川非人頭善三郎、不淨物取揚船の打替のため、彈左衛門を介して、奉行所に申請。天保五年以前の例を引用し、奉行所に九兩二分二朱の支出を請う。

一、深川非人頭善三郎方不淨もの取揚船之儀、十三年以前天保五年中有来之船朽損、難相用候二付、新規

代替代金八兩貳分式朱相掛候二付、御金頂戴仕度段、私方^江願出候二付、翌未年四月廿八日当

御番所様^立 御願奉申上候処、同五月廿八日樽屋吉五郎殿^二 御金八兩貳分式朱奉請取、右船出来二付、

同年八月三日御訴奉申上候処、御見分被下置、同九月廿二日川船御役所^二 御極印頂戴仕、只今迄御用

相勤罷在候処、右船朽損、難相用候二付、此度新船打替申度、船大工^立 掛合候処、先前合木口高直之由

^二、別紙積書之通、代金九兩貳分式朱相掛候処、善三郎方^二 金子才覚仕、新規造立御用相勤申度奉

存候得共、勸進貰方薄漸取続罷在候^而 ^二、金子手当等一向無之、甚難渋仕候二付、右入用御金九兩

貳分式朱頂戴仕度段、善三郎私方^江願出申候、依之何卒以

御慈悲、右金子被下置候様、乍恐以書付御願奉申上候、以上、

弘化三年年五月廿八日

浅草

彈左衛門印

○享保四年の例

一、深川非人善三郎方不淨もの取揚船発端之儀者、百貳拾八年以前享保四亥年中、当 御番所中山出雲守様

御勤役之砌被仰渡、善三郎方^二而船補理、

御成之節并沓ヶ年六度ツ、差出し、本所深川之内川々相廻、浮死骸有之候節者、浅草非人頭千代松方不
浄もの取揚船^江為相知、取斗申候、尤右船朽損候得者、善三郎方入用を以造立仕、其度々川船

○安永七年の例

御役所^江願上、御極印頂戴、御用相勤来候処、六拾九年以前安永七戌年中、善三郎有来之船朽損、難
相用候処、六代以前之善三郎欠落仕候二付、跡取斗候同人手下小屋頭安兵衛・権太郎方^二而新船造立代
金八両式朱調達難相叶、漸金式両才覚仕候、残金六両式朱頂戴仕度段、私方^江申出候に付、同年五月六
日 牧野大隅守様

御番所^江奉願上候処、御糺之上、同閏七月九日願之通被仰付、翌十日喜多村彦右衛門殿^二而御金請取、
同八月十四日船出来仕候二付、御訴奉申上候処、翌十五日 御見分被下置、御極印之儀者、右彦右衛門
殿^江相願候様被仰渡候間、則相願候所、同十二月十一日川船御改羈孫三郎様御役所^江彦右衛門殿御手代
被参、右

○寛政元年の例

御役所^二而御極印奉頂戴御用相勤候処、五十八年以前寛政元酉年中右船朽損難相用候処、其頃非人頭善
三郎儀、前善善三郎欠落跡相続仕候砌^二而、漸取統罷在困窮仕候二付、金子調達難仕、右造立入用御金
九両式朱頂戴仕度旨、善三郎私方^江申出候間、同年六月廿六日 山村信濃守様 御番所^江奉願上候処、
同七月十日願之通被仰付、翌十一日喜多村彦右衛門殿^二而御金受取、同九月朔日船出来仕候二付、御訴
奉申上候所、翌二日御見分被下置、御極印之儀者、喜多村彦右衛門殿^江相願候様被仰渡候二付、則相願
候処、同十月廿六日川船御改 豊島佐兵衛様 御役所^二而御極印奉頂戴 御用相勤来候処、右船朽損シ
難相用候二付、新船打替入用御金八両三分式朱頂戴仕度旨、四拾七年以前同十二年十月四日、善三郎
私方^江申出候間、同十八日当

○寛政十二年の例

○文化七年の例

御番所様^江 御願奉申上候処、同十一月廿二日、奈良屋市右衛門殿^二御金受取、同十二月廿二日、船出来候二付、御訴奉申上候所、御見分被下置、御極印之儀者、右彦右衛門殿^江 相願候様被仰渡候二付、同廿六日相願候処、翌酉年正月廿六日川舟御改 久須美六郎左衛門様 御役所^江御極印奉頂戴、御用相働候処、右船朽損難相用候二付、新船打替入用御金八両三分頂戴仕度旨、三拾七年以前文化七午年三月十日、善三郎私方^江 申出候間、同五月晦日当 御番所様^江 御願奉申上候処、同七月朔日、奈良屋市右衛門殿^二御金請取、右出来候二付、同九月廿五日御訴奉申上候処、御見分被下置、御極印之儀者、右市右衛門殿^江 相願候様被仰付候二付、相願候処、翌未年二月廿六日川船御改 久須美六郎左衛門様御役所^江御極印奉頂戴、御用相働来候処、右船朽損シ難相用候二付、新船打替入用御金八両式分式朱頂戴仕度旨、式拾四年以前文政六未年三月七日、善三郎私方^江 申出候間、同十一月廿八日当

○文政六年の例

御番所様^江 御願奉申上候処、同十二月廿三日、樽吉五郎殿^二御金請取、翌申年二月廿五日、右船出来二付、御訴奉申上候処、御見分被下置、御極印之儀者、右吉五郎殿^江 相願候様被仰渡候二付、相願候処、同四月廿六日川舟御改 奥村源太郎様御役所^江御極印奉頂戴、御用相働来候処、右船朽損、難相用候に付、新船打替入用御金八両式分式朱頂戴仕度旨、拾三年以前天保五午年十一月廿四日、善三郎私方^江 申出候間、翌未年四月廿八日当

○天保五年の例

御番所様^江 御願奉申上候処、同五月廿日、樽吉五郎殿^二御金請取、同八月三日、右船出来に付、御訴奉申上候処、翌四日 御見分被下置、御極印之儀者、右吉五郎殿^江 相願候様被仰渡候に付、相願候処、同九月廿二日川船御改

○船仕用

奥村源太郎様御役所^江御極印頂戴仕、是迄相用候船仕様左之通御座候、
一、三尋式尺五寸 荷足船老艘仕様

仕様書

一、惣棚板

杉赤身

一、みよし

志ほじ

一、戸建

檜葉

一、小べり

檜木

一、上べり

同断

一、切くり小べり

ちり志ほじ

一、床木

松

一、板子

杉

一、楫

沓挺

一、艚

沓挺

右銅釘手間飯米料

右之通ニ御座候、

右就 御尋、乍恐以書付奉申上候、以上

午

五月廿八日

浅草

弾左衛門印

一、三尋式尺五寸

荷足船老艘仕様

一、惣棚板

杉赤身

一、ミよし

志ほじ

一、戸建

檜葉

一、船梁

同断

一、小へり

ひの木

一、上へり

同断

一、切くり小へり

ちり志ほじ

一、床木

松

一、板子

杉

一、楫

老挺

一、艫

老挺

一、銅釘手間飯米壺式

代金九両式分式朱也、

右者深川松村町船大工定次郎^与申者方^江掛合候処、右之通相掛候由、非人頭善三郎申出候、

午

五月廿八日

浅草

彈左衛門 印

○彈左衛門、寺社奉行から御墨付の持參を命じられ、その旨を町奉行所に訴える。

弘化五申年二月四日訴出ニ付、書上^江記、久野十馬を以相伺候上、下知申渡候事、

一、浅草彈左衛門奉申上候、今日 寺社御奉行本多中務大輔様御屋敷^江罷出、別紙之通、書面差上候処、別紙 御墨付持參、尚又明日可罷出旨被 仰付候、依之乍恐以書付末御訴奉申上候、以上、

右彈左衛門代

申二月四日

辰三郎 印

訴之趣聞置、

右之趣相尋候処、相州極楽寺村長吏小頭九郎右衛門、寺社奉行方出入中之ものに付、由緒被相糺、其節御墨付預り居候旨申候ニ付、持參可致旨先達被申付置候処、今日持参いたし候旨、彈左衛門代辰三郎申立候、

一、浅草彈左衛門代辰三郎奉申上候、往古私方々相州極楽寺村長吏小頭九郎右衛門外老人^江預ヶ置候

頼朝公御墨付、可奉 御覽入旨先達^備右九郎右衛門^江被仰付候ニ付、今日私より右 御墨付持参仕、且九郎右衛門引連、其段奉申上候処、差上置、明日一同可罷出旨被仰付候得共、右被仰付之趣彈左衛門^江申聞、同人承知仕候上ニ無御座候^備者、上置候儀、乍恐奉差支候儀^二而、尤同人心得方不承罷出候段奉恐入候、何卒御聞濟之程奉願上候、此段乍恐以書付奉申上候、以上、

彈左衛門煩ニ付

申二月四日

代 辰三郎

○寺社奉行方出入において、鎌倉極楽寺村長吏の由緒が糺された際、彈左衛門がその由緒書を預っていたため、それを持參。

○源頼朝の御墨付を寺社奉行へ持參するが、寺社奉行の差上置きを命令に対して、拒否。

御奉行所様

○寺社奉行、彈左衛門方の主張を認め、頼朝御墨付の差上置を撤回し、翌日再び持参させる。

○彈左衛門の由緒書と御触渡の取調書の提出については寺社奉行に日延を求め、その写しを提出したことを町奉行所に報告。

一、浅草彈左衛門奉申上候、昨四日

寺社御奉行 本多中務大輔様御屋敷^江、頼朝公御墨付持参仕候処、尚又明五日持参可致旨被^レ仰付候二付、則今日持参仕候処、御覧之上、御差戻し^二相成候、依之乍恐^一以書付末御訴奉申上候、以上、

浅草

彈左衛門代

申二月五日

亦 吉 印

訴之趣聞置、

一、浅草彈左衛門代弥兵衛奉申上候、

寺社御奉行 本多中務大輔様

御役所^レ被^レ仰付候私方由緒書、其外市中御触渡之節、時々私方^江も被^レ仰渡之有無取調書之儀、先月廿九日再御日延奉願上置、由緒書之儀者、享保十巳年九月廿四日、南 御番所様^江 奉書上候扣書、御触渡之取調書共式通、今日奉書上候処、上置候様被^レ仰渡候、依之乍恐^一以書付御訴奉申上候、以上、

彈左衛門代

申二月七日

弥 兵 衛 印

訴之趣聞置、